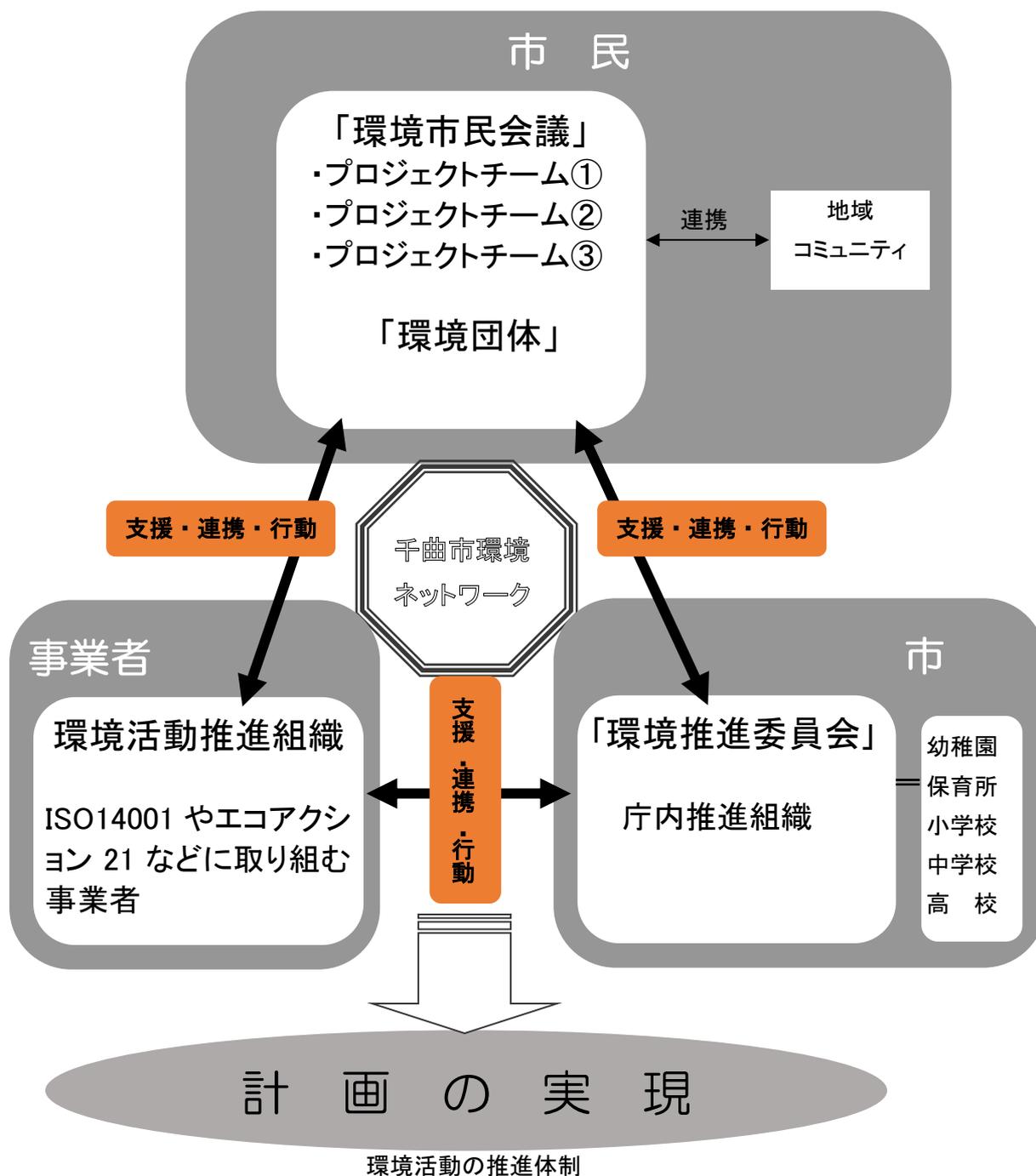


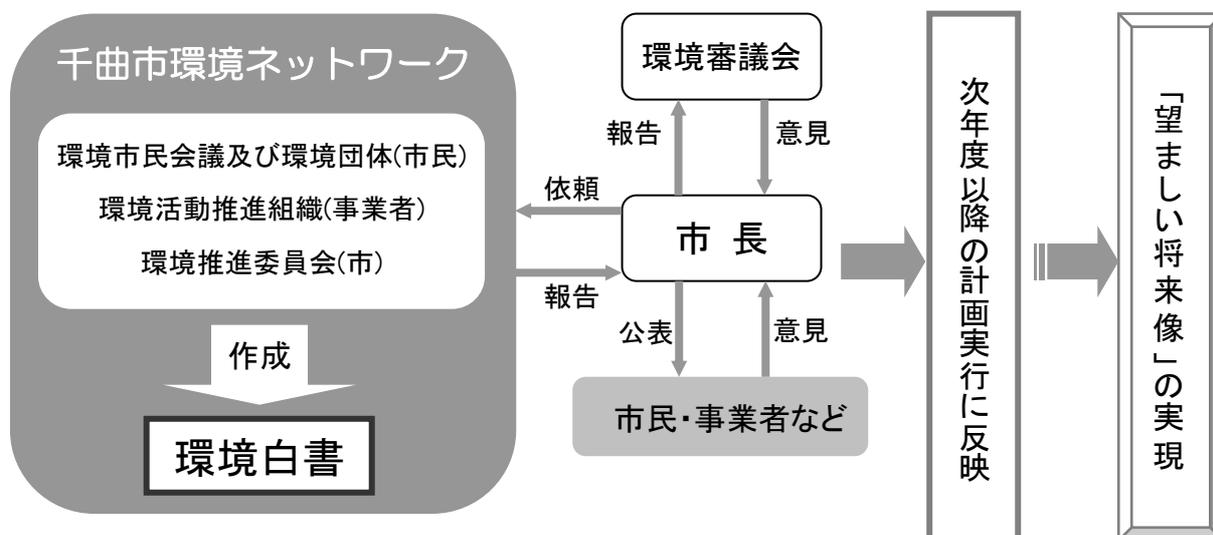
### 第3章 環境基本計画の推進体制と進行管理

#### 1 推進体制

環境基本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者へ情報公開して、協働で行動していくことが不可欠です。



## 2 進行管理



環境基本計画の進行管理の体制

### 【市長は】

毎年、「千曲市環境ネットワーク」に対して「環境白書」のとりまとめと報告を依頼します。その内容を環境審議会に報告し、環境審議会の意見を踏まえた上で、市民、事業者などに公表します。

### 【千曲市環境ネットワークは】

個人の集まりである「環境市民会議」や「環境団体」、事業者の環境活動推進組織、市の「環境推進委員会」、この三者でつくられ、連絡調整役を果たします。市内の環境活動や、環境施策の実施状況など、環境基本計画の進行状況を「環境白書」にとりまとめ、市長に報告します。事務局は環境課に置きます。

### 【市民、事業者などは】

「環境白書」をもとに、環境基本計画の進行をそれぞれの立場で検証し、次年度以降の計画の実行に反映し、「望ましい将来像」の実現に向けて取り組みます。